

## 小牧市中小企業振興基本条例

小牧市は、中部圏の交通の要衝としての恵まれた条件を基盤に、積極的な企業誘致を図り、ものづくり、食及び暮らしを支える多様な企業が立地する県下有数の内陸工業都市として発展してきた。中でも、小規模企業を始めとする多くの中小企業は、それぞれの事業活動を通じて地域経済をけん引するとともに、地域と共に歩み、地域社会の担い手としてまちづくりに貢献してきた。

今日、経済の国際化による企業間の競争の激化、国内の少子高齢化による人口減少社会の到来等中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化している。

このような時代において、中小企業は、多様で活力ある発展をしていくために、自らの創意工夫により、その機動性及び地域性を発揮し、経営の安定化を図るとともに、新たな事業展開に取り組んでいく必要がある。また、市、愛知県、小牧商工会議所、中小企業団体、大企業、金融機関、支援機関、大学等及び市民の地域社会の各主体は、中小企業の存在及び役割の重要性を共有するとともに、一体となって連携し、果敢に挑戦する中小企業を支えていかなければならない。

そして、中小企業が、引き続き、地域社会の形成及び発展、雇用並びに多様な人材の社会参画を支え、ひいては市民生活の向上をもたらす重要な役割を果たす主体として地域に貢献し、地域社会と協働していくことにより、地域と中小企業の活力の好循環が生まれ、その活力は、次代を担う子供たちが将来の夢を描くことができ、小牧市民憲章に掲げる「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」の実現につながっていくものと確信する。

私たちは、更なる地域社会の発展及び市民生活の向上の実現を目指す上で、自ら挑戦する中小企業と共に中小企業の振興を図るため、ここに、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、小規模企業を含めた中小企業の振興についての基本理念を定め、市、中小企業者、小規模企業者、小牧商工会議所（以下「商工会議所」という。）等の責務等を明らかにし、これらが相互に協力するとともに、市の中小企業の振興に係る施策

の基本となる事項を定め、これを総合的に実施することにより、もって中小企業の振興、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業を支援する事業を行うもの（商工会議所、支援機関及び金融機関を除く。）をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）で、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営むもので、市内に事業所を有するものをいう。
- (6) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関で市内に事業所を有するものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。
- (8) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業の自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されることを旨とすること。
- (2) 中小企業が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活

動に活用される資源をいう。以下同じ。)の確保が困難であると認められる小規模企業に対して、その経営の規模及び形態を勘案し、事業の持続的な発展に向けた支援をすることを旨とすること。

(4) 中小企業者、市、愛知県、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民の協働により行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した適切な中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者、愛知県、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民と協力して、効果的に行うよう努めなければならない。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対して自らの創意工夫のもと、事業計画に基づいた新たな事業の展開、販路の開拓等に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会議所、中小企業団体等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。

5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者の努力)

第6条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、経済的社会的環境の変化に対応して事業の

持続的な発展を図るため、他の小規模企業者又は多様な主体との連携及び協働を推進し、自主的かつ創造的にきめ細やかな技術の向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

(商工会議所の努力)

第7条 商工会議所は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会議所の会員相互の関係強化の促進及び他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の努力)

第8条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者の成長発展に配慮するように努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、各中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第11条 支援機関は、基本理念にのっとり、多様化及び複雑化する中小企業者の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画の策定の支援等の専門性の高い支援を通じ、中小企業の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、自らの専門性の高い知識及び事業活動を通じて、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第12条 大学等は、基本理念にのっとり、民間企業並びに国及び地方公共団体との連携を通じた研究開発等により、中小企業の成長及び発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大学等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第13条 市民は、中小企業の振興が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内において生産され、製造され、又は加工された物を消費し、市内で提供されるサービスを利用する等により、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(経営の安定化)

第14条 市は、中小企業の経営の安定化を図るため、中小企業者の経営資源の強化及び資金調達の円滑化に向けた施策を促進し、中小企業の経営基盤の強化に努めるものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(新事業展開の促進)

第15条 市は、中小企業者が自らの創意工夫と主体的な努力によって新たな事業展開に挑戦することを促進するため、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) 中小企業者の新事業への進出及び企業立地を促進すること。

(2) 中小企業者相互の連携及び中小企業者、大企業者及び大学等との連携を図り、新商品及び新技術の研究及び開発並びにその成果の普及を促進すること。

(3) 中小企業者の販路拡大及び成長が見込まれる分野への進出を促進す

ること。

(4) 創業を促進すること。

(人材の育成及び確保の支援)

第16条 市は、中小企業の経営の安定化及び新たな事業展開の促進を図るとともに、中小企業の事業の継続に資するため、中小企業を担う人材の育成及び確保並びに雇用の促進に努めるものとする。

(地域商業の活性化)

第17条 市は、小売業、サービス業その他の商業を営む者が行う商店街の事業等、商業の活性化に資すると認める事業への必要な支援に努めるものとする。

(職業観及び勤労観の育成)

第18条 市は、児童及び生徒の職業観及び勤労観を育成し、小牧市民憲章（昭和60年5月15日制定）に掲げる「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」の実現につなげるため、児童及び生徒に対し、職業に関する体験の機会の提供等に努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第19条 市は、小規模企業者に対する中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営の規模及び形態を勘案し、必要な情報を提供する等の配慮に努めるものとする。

(施策の推進に係る措置)

第20条 市は、第14条から前条までの中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者等の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。